

福島県弁護士会 令和4年（人権）第15号の1 人権救済申立事件

令和4年12月20日

福島刑務所

所長 五十嵐 定一 殿

福島県弁護士会

会長 紺野 明弘

福島県弁護士会人権擁護委員会

委員長 町田 敦

勧告書

当会は、申立人●●●●氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勧告する。

記

第1 勧告の趣旨

被収容者に対して、移動の際、拘禁と戒護及び受刑者の矯正教化という在監目的を達成するために必要最小限度を超えて、移動の際に腿を45度上げて歩行するよう指導することを、直ちに中止するよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 申立ての趣旨

貴所が、申立人に対して、「足をあげろ」、「足を引きずるな」などと指示し、軍隊式行進をさせることは、申立人の人権を侵害するものである。

2 調査の経過

令和3年11月11日 申立人から書簡を受理

12月22日 申立人へ補正書送付

令和4年 1月19日 申立人から回答書及び追加の書簡を受理
2月22日 調査開始決定
3月23日 貴所に対し照会書送付
5月 2日 貴所からの照会書に対する回答（以下「回答書①」
という。）を受領
7月 4日 貴所に対し再照会書送付
8月 4日 貴所からの再照会書に対する回答（以下「回答書②」
という。）を受領

3 申立人の主張

申立人は、貴所から、令和3年11月15日、18日、19日、移動の際に「足を上げろ」、「足を引きずるな」と指導を受け、「足は45°上げなければならぬ」と戒告の懲罰を受けた。

4 照会に対する回答の概要

- (1) 令和3年10月18日、同月25日、同月26日、工場と運動場との間を移動する際、整然と移動させる必要性から、足を上げさせ、また、他の者を威圧しているようにサンダル等を引きずらないように指導した（回答書①）。
具体的には、申立人は身体上の問題がないにもかかわらず、腿を上げず、両足の靴を引きずって不体裁に行進していたため、移動時には腿を45度まで上げて足調を合わせ、サンダル等を引きずらないように指導した（回答書①）。
- (2) 腿を45度上げるよう指導するのは、次のような理由からである。すなわち、暴力団関係者を多数収容している貴所において、貴所職員1名又は2名で、居室外に複数の受刑者を連行する際、逃走、けんか等の事故を発生させることはなく、限られた時間内で移動させなくてはならないところ、腿を45度上げるなどの行動要領を設け、同一の行動を取らせ、前後の者との接触によるけんかや口論、集団からの離脱を防止するなど、規律秩序を維持する

ため必要であり、また、規律ある生活態度のかん養を促進させ、刑の執行目的を実現する必要から、移動時の一定の行動要領を定め、それに基づいて指導している（回答書①及び②）。

- (4) 令和3年8月26日午前9時34分頃、移動中、腿を僅かしか上げず、靴を引きずって移動していた申立人に対し、貴所職員が行った刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行動についての指示に違反したことを理由に、同年11月18日、戒告の懲罰を行った（回答書①）。

5 認定した事実

- (1) 令和3年10月18日、同月25日、同月26日、工場と運動場との間を移動する際、申立人は身体上の問題がないにもかかわらず、腿を上げず、両足の靴を引きずって不体裁に行進していたため、整然と移動させる必要性から、貴所職員は、申立人に対し、移動時には腿を45度まで上げて足調を合わせ、サンダル等を引きずらないように指導した。
- (2) そして、申立人は、令和3年8月26日の移動時に貴所職員の指示に従わなかったことを理由に、同年11月18日に戒告の懲罰を受けた。
- (3) 貴所においては、暴力団関係者を多数収容していて、貴所職員1名又は2名で、居室外に複数の受刑者を連行する際、逃走、けんか等の事故を発生させることはなく、限られた時間内で移動させる必要性から、移動時の一定の行動要領を定め、それに基づいて指導している。

6 判断

- (1) 一般に、すべて人は個人として尊重され、自由及び幸福追求に対する権利が認められており（憲法13条）、自らの行動を自ら決定する自由（以下「行動決定の自由」という。）も当然にこれに含まれる。すなわち、申立人の移動時の所作は憲法上保障される行動決定の自由の範囲内に含まれることになる。特に、受刑者の行動決定の自由は、同人が個人として尊重されるための重要な自由である。すなわち、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法

律（以下「法」という。）30条が「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行う」ものと規定していることに鑑み、被収容者の人間性を無視するものであってはならず、規律を重視するあまり過度に細かく行動を指定することは、身体の自由の制限になり、それが広範囲に及んだり長時間続き生活全般に浸透するような場合には、一人一人の人間性の否定や個性の否定につながり、受刑者の矯正教化という在監目的を阻害しかねない。そのため、受刑者の行動決定の自由は、在監目的達成の観点からも尊重されるべきである。

(2) もっとも、在監関係の存在とその自律性が憲法秩序の構成要素とされていること（憲法18条及び31条等）からすると、在監関係を維持するために被収容者の行動決定の自由を制限することも認められ、申立人の移動時の際の所作に対し、貴所職員の指導による制限が認められる場合もあると解される。しかし、そうであっても、当該制限の範囲は、上記(1)のとおり、申立人の行動決定の自由という重要な権利に対する制限になることに鑑み、拘禁と戒護及び受刑者の矯正教化という在監目的を達成するため必要最小限度の範囲にとどめるべきである。

したがって、申立人の移動時の貴所職員の指導による制限が許されるかどうかは、制限が必要とされる程度と制限される基本的人権の内容、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量のうえ、当該制限が必要最小限度のものといえるかにより決せられるべきものである。

(3) そこで、以下では、移動時に貴所職員の指導による申立人の行動決定の自由に対する制限が許されるか否かを検討する。

ア 本件では、確かに、貴所回答にあるとおり、刑事施設における人的物的条件に限りがある中で、多数の被収容者の動静を的確に把握し、逃亡やけんか等を未然に防止するため、集団でまとまって行動することの必要性は

高い。特に貴所には暴力団関係者が多数収容されていることからすると、移動時に集団でまとまって整然と行動する必要性は高いといえる。

イ しかし、上記(2)のとおり、受刑者の行動決定の自由は、重要な自由であって、在監目的達成の観点からも尊重されるべきである。それを前提に、受刑者の行動決定の自由に対する具体的制限を考えたとき、多数の被収容者の動静を的確に把握し、逃亡又はけんかを未然に防止するという目的のためには、移動中の私語を禁止し、一列又は二列になって歩くというよう、整然とした行動を要請すれば足り、事細かな動作の指示は、いわば人を一定の型に嵌めてその人間性を否定するような過度な行動の制限であり、必要最小限度の制限であるとはいえない。

ウ 本件について、申立人は移動時にサンダル等を引きずって歩いており、貴所職員から指導を受けたものである。サンダル等を引きずって歩くことによりサンダルが脱げたり、移動速度が遅くなったりして、申立人の後方を歩く者の歩行を邪魔したり、移動の列を乱したりして、移動時の列の前後の者でけんかや口論となるおそれもあり、整然とした行動（移動）ができなくなるおそれがある。特に、貴所は、暴力団関係者を多数収容していることであって、収容者間で喧騒に発展する蓋然性が認められる。そして、移動の列が乱れると、複数人の動静を一時に把握することが困難となり、列からの離脱者に気付きにくく、被収容者の逃走が容易になるおそれもある。そのため、移動時にサンダル等を引きずって歩かないように指導することは、集団でまとまって移動することにより、多数の被収容者の動静を的確に把握し、逃走又はけんか等を未然に防止するという目的を達成するために必要最小限度の制限であるといえる。

他方で、腿を45度にあげて移動するように指導する必要性は一切ない。さらに、移動時の腿をあげる角度を指導するというのは、事細かな動作を指導することに該当し、いわば人を一定の型に嵌めてその人間性を否定す

るような過度な行動の制限といえる。

エ したがって、申立人が、貴所職員が申立人に対して、移動する際に足を45度上げるように指導することは、制限の必要性の程度と制限される基本的人権の内容、これに加えられる具体的制限の態様を較量したとき、その具体的態様において相当性を欠くものであり、在監目的を達成するための必要最小限度の範囲を超えるものといわざるを得ず、申立人の人権を侵害するものである。

よって、今後の人権侵害防止について、適切な処置を採ることを要請するため、貴所に対して、上記第1のとおり、勧告するのが相当である。

以上